

第 17 条 熊本県食品加工研究所処務規程（昭和 63 年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県水産研究センター処務規程の一部改正）

第 18 条 熊本県水産研究センター処務規程（平成 2 年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県立技術短期大学校処務規程の一部改正）

第 19 条 熊本県立技術短期大学校処務規程（平成 9 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部改正）

第 20 条 熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程（平成 9 年熊本県訓令第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 24 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県漁業取締事務所処務規程の一部改正）

第 21 条 熊本県漁業取締事務所処務規程（平成 9 年熊本県訓令第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 16 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正）

第 22 条 熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成 11 年熊本県訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 24 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

（熊本県熊本県税事務所処務規程の一部改正）

第 23 条 熊本県熊本県税事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 17 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### 熊本県訓令第 11 号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中第 27 号を第 28 号とし、第 23 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

(23) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく発注者からの申告、対象建設工事受注者に対する助言、勧告、報告の徴収及び対象建設工事現場等の立入検査に関すること。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### 熊本県訓令第 12 号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 1001 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 研究所に、保健環境審議員を置くことができる。

第 5 条中第 7 項を第 8 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 保健環境審議員は、上司の命を受け、保健及び環境に係る試験研究等に関する重要な事項を審議する。

第 6 条第 7 号中「熊本県環境保健科学研究所条例（昭和 26 年熊本県条例第 65 号）別表備考に規定する知事が定める額」を「熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）別表第 1 備考 2 の規定により知事が定める手数料の額」に改め、同条第 17 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。